

品川区危機管理対策本部設置要綱

制定	平成16年12月22日	要綱第144号
改正	平成19年 4月 1日	要綱第 65号
改正	平成21年 4月 1日	要綱第195号
改正	平成27年 4月 1日	要綱第408号
改正	平成30年 4月 1日	要綱第 63号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区危機管理対策本部（以下「本部」という。）の設置について必要な事項を定め、もって、区で生じた緊急事態等への初動期における適切な対応を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 区民の生命および財産等に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態への対策に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、突発的な課題等に対し、区として対応すべき危機管理事象への対策に関すること

2 前項の規定にかかわらず、水防、災害対策など既に本部組織のあるもの、その他所管部署において基本的に対応が可能なものについては、当該組織等で対応する。

(組織等)

第3条 本部は、本部長、副本部長、危機管理監、総務部長および本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充て、本部を総理する。
- 3 副本部長は副区長および教育長をもって充て、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長（総務部を担任する者に限る。）である副本部長、副区長（総務部を担任する者を除く。）である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。
- 4 危機管理監は、危機管理担当部長をもって充て、区長の命を受けて、危機管理対策に関する情報の収集および分析、対応策の立案、各本部員に対する助言および指導、全庁調整、関係機関との連携等の業務を所掌する。
- 5 総務部長は、危機管理監を補佐し、危機管理監に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、企画部長、地域振興部長、文化スポーツ振興部長、子ども未来部長、福祉部長、健康推進部長、都市環境部長、防災まちづくり部長および教育次長のほか、本部長が必要と認める職員をもって充てる。

(関係機関等との連携)

第4条 本部は、危機管理の事象に関連する関係行政機関、住民組織等との情報交換等の連携に努める。

(事務局)

第5条 本部の事務局は、総務部総務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。